

県西地域未病資源活用促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県西地域活性化プロジェクトに基づき、「未病の戦略的エリア」に位置づける県西地域において、民間企業等による地域資源を活用した「未病を改善する」継続的な取組みを促進し、県西地域の新たな魅力に育て上げることで、県西地域の活性化につなげるため、民間企業等が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 県西地域

小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町及び湯河原町

(2) 地域資源

食材、自然環境、森林など、「食」「運動」「いやし」に関連し、未病の改善につながる資源

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) ア又はイのいずれかを満たす者

ア 定款、寄附行為、規約等によって代表者又は管理人が定められ、業務が企画され、経理が総括されている組織及び拠点を有すること。

イ 「未病いやしの里の駅」として登録された施設を運営又は所有すること。（ただし、「未病いやしの里の駅」として登録された施設を運営又は所有する者が、市町の場合は対象外とする。）

(2) 本店又は事業所の所在地が県西地域であること。

(3) 県税を滞納していないこと。

2 複数の者が、共同で実施する事業に対して補助金の交付を受けようとする場合は、いずれか一者を代表事業者、その他の者を共同事業者とし、代表事業者が、補助金の交付を受けることができることとする。ただし、この場合においては、全ての者が、前項に規定する要件を満たす必要があるものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業はソフト事業とし、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業とする。

(1) 県西地域活性化プロジェクトに位置づけられている事業又は位置づけ可能な事業

であること。

- (2) 県西地域の地域資源を活用し、県西地域の交流人口増加や地域の活性化に資することが期待できる事業であること。
- (3) 補助金の交付を受ける年度中に終了する事業であること。
- (4) 補助金の交付を受ける年度の翌年度以降も発展的に継続し、自立できる事業であること。
- (5) 補助金の交付を受けようとする者が、自ら実施する事業であること。

2 前項の規定に関わらず、次に定める事業は補助対象事業から除くものとする。

- (1) 調査研究及び計画策定、その他事業実施のための準備に相当する事業
- (2) 専ら旅行ツアーの実施、またそれに相当する事業
- (3) 国の補助金を活用した事業
- (4) 特定の個人や個別企業に対する給付金事業及びそれに相当する事業

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費とは、前条の補助対象事業を実施するために必要な経費とし、別に定める経費とする。

(補助の額)

第6条 補助の額は、補助金の交付を受けようとする者が自ら負担する経費で、かつ前条の規定する補助対象経費（以下「算定の基礎」という。）の3分の1以内とし、予算の範囲内で決定するものとする。

2 前項の規定に関わらず、第4条第1項に規定された要件の他、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業の場合は、算定の基礎の2分の1を限度に、補助の額を決定するものとする。

- (1) 複数の自治体に存在する地域資源を組み合わせ活用する事業
- (2) 補助金の交付を受けようとする者以外の者が運営又は所有し、「未病いやしの里の駅」として登録された施設と連携した事業

3 第1項又は第2項により算出した補助の額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(事業提案書等の提出期日等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に指定する期日までに、事業者調書（第1号様式）及び事業提案書（第2号様式）に次の書類を添えて知事に提出し、審査を受けるものとする。

- (1) 事業費の見積り
- (2) その他知事が必要と認める書類

(申請書の提出期日等)

第8条 前条に規定する審査の結果、補助を行う事業として採択を受けた者は、知事が別に指定する期日までに、県西地域未病資源活用促進補助金交付（変更交付）申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書

- (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあつては、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（暴力団排除）

第9条 補助金の交付を受けようとする者又は規則第4条及び第6条の規定に基づき補助金の交付を受けることが決定した者（以下「補助事業者」という。）が次の各号に該当する場合は、神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 法第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が法第2条第6号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助金の交付を受けようとする者又は補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付条件）

第10条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

ア 経費の配分の変更が、交付決定の基礎となつた事業費の10%以内であり、かつ、事業内容の変更が、交付の対象とする事業の範囲等から逸脱しない範囲である場合

イ 経費の配分の変更が、入札による減など、事業内容に変更のない場合

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更等の承認申請)

第11条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、県西地域未病資源活用促進事業変更(中止、廃止)承認申請書(第4号様式)に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第12条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第13条 規則第12条の規定による実績報告は、県西地域未病資源活用促進事業実績報告書(第5号様式)に次の書類を添えて、知事が別に指定する期日までに行わなければならない。

(1) 事業結果報告書

(2) 収支決算書又は収支を証する書類

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあつて、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 補助金の交付は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に精算払するものとする。ただし、知事が必要と認めた場合は、概算払ができることとする。なお、この場合の交付の限度額は、補助金交付決定額の10分の3以内とし、補助事業終了後精算することとする。

2 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとする場合は、県西地域未病資源活用促進補助金概算払請求書(第6号様式)又は県西地域未病資源活用促進補助金精算払請求書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

3 概算払又は精算払に係る交付日は知事が定めることとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(第8号様式)により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行

わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第16条 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

財産の種類	期 間
取得価格が50万円以上のもの	5 年

(書類の整備等)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から5年間（前条に定める期間が5年を超える財産の取得があるときは、その期間）保存しなければならない。

- 3 補助事業者が法人その他の団体である場合であつて、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第18条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもつてその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 代表者を変更したとき。

附 則

この要綱は、平成29年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

第1号様式（用紙 日本工業規格 A4縦長型）

（第7条関係）

事業者調書

平成 年 月 日現在

団体名 (企業名等)		代表者 (職・氏名)	
所在地			
HP	(※HPをお持ちの場合のみご記入ください。)		
設立年月		資本金	
組織構成	役員 名	従業員（構成員）	名
団体沿革			
業種			
主な活動地域	(主に活動（事業）を行っている県西地域内の場所（所在地）をご記入ください。)		
主な活動 (事業)内容			
事業者 の強み			
活動実績	(過去3年間の実績をできるだけ具体的にご記入ください。)		
担当者 (職・氏名)		電話	
e-mail			

第3条第2項により、複数の者が、共同で実施する事業に対して補助金の交付を受けようとする場合は、共同事業者についてご記入ください。

団体名 (企業名等)		代表者 (職・氏名)	
所在地			
HP	(※HPをお持ちの場合のみご記入ください。)		

設立年月		資本金	
組織構成	役員 名	従業員（構成員）	名
団体沿革			
業種			
主な活動地域	（主に活動（事業）を行っている県西地域内の場所（所在地）をご記入ください。）		
主な活動（事業）内容			
事業者の強み			
活動実績	（過去3年間の実績をできるだけ具体的にご記入ください。）		

※ 本様式の区切り線は目安です。記入欄の枠を上下に移動させて、各項目に記入できる文字数を調整することは可能です。複数ページにわたる場合は一者あたり2ページを限度とします。

第2号様式（用紙 日本工業規格 A4縦長型）

（第7条関係）

事業提案書

1 事業の概要

(1) 実施主体	
(2) 事業名	
(3) 事業の目的	
(4) 事業の内容	
(5) 県西地域活性化プロジェクトに位置づけることができる理由	
(6) 実施時期	平成 年 月 ～ 平成 年 月
(7) 事業スケジュール	
(8) 事業の実施体制	

(9) 事業の効果
(10) 事業の自走化方法
(11) その他

2 事業費

総事業費	(a+b+c)	円
特定財源(市町支出金等)	(a)	円
その他の財源	(b)	円
自主財源	(c) = (d+e)	円
補助対象外経費	(d)	円
補助対象経費	(e)	円
補助金	(e) × 1/3 (1/2)	円

※ 本様式の区切り線は目安です。記入欄の枠を上下に移動させて、各項目に記入できる文字数を調整することは可能です。複数ページにわたる場合は3ページを限度とします。

※ 事業提案書等をもとに審査を行うため、各項目はできるだけ具体的にご記入ください。

第3号様式（用紙 日本工業規格 A4縦長型）
（第8条関係）

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

〔団体の場合
は所在地〕

フリガナ

氏 名

印

〔団体の場合は名称及
び代表者の職・氏名〕

（法人以外の場合は下記の生年月日・性別を記載（法人格を持たない団体の場合は代表者））

生年月日 T・S・H 年 月 日生

性 別 男 ・ 女

県西地域未病資源活用促進補助金交付（変更交付）申請書

〇〇〇〇事業について、県西地域未病資源活用促進補助金の交付（変更交付）を受けた
いので、関係書類を添えて申請します。

なお、暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載した情報を神奈川県警察本部
に照会することについて異議ありません（申請者が法人以外の場合に限る）。

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助事業の着手及び完了の予定期日
- 3 交付申請額
金 円

4 交付申請額の算出方法

総事業費	(a+b+c)	円
特定財源(市町支出金等)	(a)	円
その他の財源	(b)	円
自主財源	(c) = (d+e)	円
補助対象外経費	(d)	円
補助対象経費	(e)	円
補助金	(e) × 1/3 (1/2)	円

5 補助事業の経費の配分及び経費の使用状況

補助対象 経費		円
		円
		円
	計A	円
補助対象外 経費		円
		円
		円
	計B	円
事業費(申請者負担分) A + B		円

6 概算払いに係る要望(必要な場合に限る)

概算払いを必要とする理由	概算払いの時期	金額

※ 必要とする理由は、具体的にご記入ください。

第4号様式（用紙 日本工業規格 A4縦長型）
（第11条関係）

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地
団体名
代表者 印

県西地域未病資源活用促進事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた県西地域未病資源活用促進補助金に係る補助事業を次のとおり変更（中止、廃止）したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

事業の内容	変更前	変更後

2 変更（中止、廃止）の理由

第5号様式（用紙 日本工業規格 A4縦長型）
（第13条関係）

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

団体名

代表者

印

県西地域未病資源活用促進事業実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた県西地域未病資源活用促進補助金に係る補助事業の実績を、次のとおり報告します。

1 事業実績

2 収支実績

第6号様式（用紙 日本工業規格 A4縦長型）
（第14条関係）

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地
団体名
代表者 印

県西地域未病資源活用促進補助金概算払請求書

年 月 日付けで交付決定を受けた県西地域未病資源活用促進補助金について、概算払を受けたいため、次のとおり請求します。

金 円
内 訳 補助金交付決定額 金 円也
概算払請求額 金 円也
残 額 金 円也

振込先

金融機関		支 店	
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義			

第7号様式（用紙 日本工業規格 A4縦長型）
（第14条関係）

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地
団体名
代表者 印

県西地域未病資源活用促進補助金精算払請求書

年 月 日付けで交付決定を受けた県西地域未病資源活用促進補助金について、精算払を受けたいため、次のとおり請求します。

金	円		
内 訳 補助金交付決定額	金		円也
補助金確定額	金		円也
概算払受領済額	金		円也
今回請求額	金		円也

振込先

金融機関		支 店	
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義			

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

団体名

代表者

印

平成 年度消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた県西地域未病資源活用促進補助金の補助事業に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 補助金の額の確定額 金 円

2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） 有 ・ 無

（2で「無」を選択の場合は以下不要）

3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） 一般課税 ・ 簡易課税

（3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要）

4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円

5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円

6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） 金 円

- （注） 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 補助金返還相当額がない場合であつても、報告すること。